

フィリピン残留日系人

(フィリピン残留日系人のための査証)

第二次世界大戦前又は戦中にフィリピンに渡航した日本人の子で、終戦時にフィリピンに 滞在していた方（日系 2 世）及びその子孫並びにそれらの方々の配偶者

番号	必要な書類/証拠	詳細	チェック	
			原本	コピー
(1) 在留資格認定証明書を取得済みの場合				
1	パスポート	パスポートに署名があることを確認してください。		
2	査証申請書	申請者本人の署名入り。（申請者が未成年者または障がい者の場合は、保護者が代理で署名できます。）		
3	写真1枚	6ヶ月以内に撮影されたカラー写真。 (4.5 cm x 3.5 cm、背景なしの鮮明な画像)		
4	パスポートの顔写真のページのカラーコピー			
5	1 世又は、2世の戸籍謄本	発行から 6 か月以内のもの。		
6	出生証明書 (PSAで 1 年以内に発行されたもの)	- 印刷不鮮明等で記載事項が読み取れない→市町村役場発行の出生証明書。 - 遅延登録→洗礼証明書及び小学校又は高校の学校成績表（フィリピン教育省：指定様式 137）。 - PSA に出生記録がない→市町村役場発行の出生証明書と PSA 発行の出生記録不存在証明書。		
7	婚姻証明書（既婚者のみ。PSA で 1 年以内に発行されたもの）	- 印刷不鮮明等で記載事項が読み取れない→市町村役場発行の婚姻証明書。 - PSA に婚姻記録がない→市町村役場発行の婚姻証明書と PSA 発行の無婚姻証明書。		
8	ファミリー・ツリー（家系図）	・存命中であるか否かを問わず、1 世から現在に至るまでの子孫全員を記載。		
9	新旧の家族写真	・切り貼り不可。親、兄弟姉妹及び子等の親族と一緒に写っているもの。		
10	挙式時の写真	既婚者のみ。		
11	在留資格認定証明書 (COE)	原本及び写し。		
(2) 在留資格認定証明書を未取得の場合（→上記（1）に加え、以下の書類が必要）				
12	洗礼証明書			
13	小学校又は高校の学校成績表（フィリピン教育省：指定様式 137）			
14	フィリピン国家警察（PNP）発行の無犯罪証明書（PNP DI Clearance）			
15	フィリピン国家捜査局（NBI）発行の無犯罪証明書（NBI Clearance）			
申請人自身が日本で就労して生計を立てる場合				
16	日本企業との雇用契約書、雇用予定証明書等			
日本に在留する親族の扶養を受ける場合				

(世帯全員分、かつ、記載事項の省略のないもの（ただし、個人番号と住民票コードの記載のないもの）)				
17	身元保証書			
18	身元保証人の住民票	世帯全員分、かつ、記載事項の省略のないもの（ただし、個人番号と住民票コードの記載のないもの。 ・身元保証人又はその配偶者が日本人→戸籍謄本。 ・身元保証人が外国籍→在留カード又は特別永住者証明書の写し（両面）。		
19	扶養者の在職証明書			
20	扶養者の所得（課税）証明書及び納税証明書	納税証明書に総所得金額が記載されている場合、所得証明書は不要。		
(3) 在留資格認定証明書を未取得で、かつ、同じ2世の家系に査証発給を受けた者がいない場合 (→上記 1-20に加え、以下の書類が必要)				
21	1世及び2世に関する経歴陳述書及びその日本語訳文			
22	出生証明書	1世の配偶者、2世及び2世の配偶者のもの（上記6参照）。		
23	婚姻証明書	1世及び2世のもの（上記7参照）。		
24	死亡証明書（1世又は2世が逝去している場合）	併せて提出する書類： ・印刷不鮮明等で記載事項が読み取れない→市町村役場発行の死亡証明書。 ・PSAに死亡記録がない→市町村役場発行の死亡証明書とPSA発行の死亡記録不存在証明書。		
25	1世、2世及びその子孫らの家族写真	・切り貼り不可。親、兄弟姉妹及び子等の親族と一緒に写っているもの。		
〔以下26～28は可能な限り提出。2世が既に戸籍に登載されている場合は不要〕				
26	1世のフィリピン移住が確認できる書類	・1世の挙式時の写真、旅券等（1世の戸籍謄本上に移住を示す記載があれば不要）。		
27	2世の子孫と在日親族との関係を示す書類	・在日親族（1世の親族又は戦後帰国した1世又は2世の子孫）からの手紙等。 ・在日親族がフィリピンを訪問した際の写真等。		
28	申請者全員の名前が記載された委任状	家族の場合：家長による署名 インセンティブグループの場合：会社の代表による署名 パッケージツアーの場合：ツアー会社の代表による署名		
29	社員証	指名された代表者による申請の場合		
30	その他			

B. 申請方法:

(1) 代理申請

在留資格認定証明書を提示せずに査証申請を行う場合は、必ず代理申請機関を通じて申請してください。

(2) 個人による直接申請 在留資格認定証明書を所持している場合に限り、申請人本人が直接当館にて査証申請を行うことができます。また、同証明書を所持している場合でも、代理申請機関を通じて申請することが可能です。

C. その他の留意事項

- 審査に時間を要する場合があるため、十分な時間的余裕をもって申請してください。
- 申請時に在留資格認定証明書を所持していない場合（上記（2）又は（3）の場合）、申請書類一式を大きな封筒に入れ、封をせずに提出してください。
- 原則として、提出された書類は返却できません。ただし、再発行が不可能又は困難な書類（1世の旅券、手紙等）について返却を希望する場合、原本と共に鮮明なコピーを添付し、当該書類を返却希望である旨の文書を併せて提出してください。
- 上記書類のうち、何らかの理由により提出できない書類がある場合は、その理由を記載した書面（様式自由）を提出してください。
- 審査の必要上、当館から上記以外の書類の追加提出を求めることがあります。追加提出の案内から3か月以内に提出がなされないときは、審査を終止し、旅券を返却します。

(6) 申請者に対し、当館職員が面接を行う場合があります。その場合、当館から代理申請機関又は申請人本人に連絡し、日時を決定します。また、申請人以外の方についても面接を行う場合がありますので、その際は当館職員の案内に従ってください

- ☐ 上記のすべてのチェックマークを付けた書類および/または記載した書類を提出したことをここに認めます。故意または過失による虚偽の書類または不正確な記載はビザの拒否につながる可能性があり、ビザの発行（その条件が与えられる場合）は、フィリピンの日本大使館の独自の裁量に委ねられます。
- ☐ パスポートを除く上記で提出されたすべてのサポート文書は、ビザ審査後に返却できないことを理解しました。
- ☐ 上記のチェックリストに従ってすべての書類を提出したとしても、日本大使館が上記に記載されていない追加書類を要求する可能性があることを理解しました。

申請者署名 _____

日付 _____ / _____ / _____

VFSスタッフ署名 _____